

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会  
離職した介護人材の再就職準備金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県内において介護業務に従事する介護福祉士の充足を図るため、介護職として一定の知識及び経験を有する者に対する、離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸し付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は貸付けを受けようとする奈良県内に住民登録している者又は貸付けを受けようとする奈良県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって次の（1）から（4）までの基準を下回らない範囲で社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める基準の全てを満たす者とする。

（1）「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定地域密着型サービス等に要する費用の額に算定に関する基準」（平成18年厚生省告示第126号）「指定介護予防サービスに要する費用の額に算定に関する基準」（平成18年厚生省告示第127号）「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額に算定に関する基準」（平成18年厚生省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

（2）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

（3）介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの又は地域医療介護総合確保基金を活用して実施する認証。評価制度において一定の評価を得ているものなどの介護人材の確保・育成に努めていると都道府県知事が認める事業所又は施設に、介護職員等として就労した者

（4）直近の要綱第2条の（1）から（3）で定める基準の全てを満たす者とし

ての離職日から、要綱第2条の(3)で定める基準を満たす事業所または施設に再就労する日までの間に予め、奈良県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者

### 第3条

貸付額は、20万円から40万円までの範囲内で貸付対象者が再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

2 貸付方法は、貸付決定後一括して、口座振込により送金するものとする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(保証人)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、細則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、再就職準備金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の打切り)

第5条 会長は、再就職準備金の貸付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸付けを打ち切るものとする。

(1) 貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。

(2) 再就職準備金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第6条 会長は、再就職準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 第2条の(3)の介護職員等として就労した日から、再就職準備金の貸付けを受けた奈良県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

(2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定に関わらず、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算720日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上、

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は一の期間として計算し、通算しないものとする。

(3) 前各号の返還免除対象業務に従事した期間又は次項の返還免除対象業務に従事することができなかつた期間内に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項(1)の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還免除対象業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、返還免除対象業務

に従事した期間の計算に算入しないものとする。

(返還債務の裁量免除)

第7条 会長は、前条に定めるもののほか、再就職準備金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けた再就職準備金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号のに定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた再就職準備金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全額又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部。
- (3) 奈良県内において資金の貸付けを受けた期間以上返還免除対象業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部。

(返還)

第8条 再就職準備金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、細則で定める方法により、貸付けを受けた再就職準備金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により貸付けが打ち切られたとき。
- (2) 奈良県内等において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務以外での原因による死亡又は、心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第9条 会長は、実務者研修受講資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 返還免除対象業務に従事するとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利子)

第10条 再就職準備金の貸付けを受けた者は、資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。